

大口町告示第33号

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱（平成19年大口町告示第52号）の一部を次のように改正する。

第11条中「観光協会又は組合」を「観光協会等」に改める。

別表を次のように改める。

リゾート施設	事務所の所在地
日間賀島観光協会加盟施設	愛知県知多郡南知多町大字日間賀島字東側83番地
下呂温泉旅館協同組合加盟施設	岐阜県下呂市湯之島801番地2
阿智村観光協会加盟施設	長野県下伊那郡阿智村智里20番地の2
犬山温泉組合加盟施設	愛知県犬山市犬山北古券107番地1
愛知県市町村職員共済組合保養所レイクサイド入鹿	愛知県犬山市喜六屋敷118番地
シーサイド伊良湖	愛知県田原市中山町岬1番43号
地方職員共済組合保養所サンヒルズ三河湾	愛知県蒲郡市三谷町南山1番76号
あいち健康の森プラザホテル	愛知県知多郡東浦町大字森岡字源呉山1番地の1
百年草	愛知県豊田市足助町東貝戸10番地

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定による申請及び第6条の規定による交付は、平成26年4月1日

前においても行うことができる。

- 3 改正後の大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に助成事業を利用する者の申請について適用し、施行日前に助成事業を利用する者の申請については、なお従前の例による。